

福岡市技能・労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

令和8年4月

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢及び平均給与（令和7年4月1日現在）

区 分	職 員 数	平均年齢	平均給与月額
全 体	367 人	51.2 歳	374,035 円
清 掃 職 員	27 人	54.2 歳	437,841 円
学 校 給 食 員	150 人	49.3 歳	357,683 円
用 務 員	122 人	50.9 歳	370,134 円
自 動 車 運 転 手	21 人	60.1 歳	380,116 円
守 衛	11 人	53.9 歳	464,387 円
その他技能・労務職員	36 人	51.2 歳	376,383 円

※ 「清掃職員」から「守衛」までの区分は、地方公務員給与実態調査の職種区分によるものです。

※ 「その他技能・労務職員」とは、上記5職種を除く技工員などの職員です。

※ 「職員数」、「平均年齢」及び「平均給与月額」には、会計年度任用職員などは含まれておりません。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当（期末・勤勉手当を除く。）の額を合計したものです。

参考1) 職種別民間給与実態調査における平均年齢及び平均給与（令和7年4月分）

区 分	本市（人事委員会）			国（人事院）		
	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって支 給する給与	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって支 給する給与
用 務 員	—	—	—	198 人	44.8 歳	301,565 円
自家用乗用自動車運転手	—	—	—	80 人	42.9 歳	389,944 円
守 衛 ・ 警 備 員	—	—	—	227 人	50.9 歳	412,708 円

※ 令和7年に本市人事委員会及び人事院が調査した「職種別民間給与実態調査」のデータを使用しています。

参考2) 対応する民間の類似職種との比較

区 分	平均給与月額(A) (平均年齢)	区 分	平均給与月額(B) (平均年齢)	備 考	参考 A/B
福岡市		民 間			
清 掃 職 員	437,841 円 (54.2 歳)	廃棄物処理業	320,600 円 (48.0 歳)	全国平均	1.37
学校給食員	357,683 円 (49.3 歳)	飲食物調理従事者	255,900 円 (43.4 歳)	福岡県平均	1.40
用 務 員	370,134 円 (50.9 歳)	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	278,800 円 (44.5 歳)	福岡県平均	1.33
自動車運転手	380,116 円 (60.1 歳)	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	222,700 円 (60.9 歳)	福岡県平均	1.71
守 衛	464,387 円 (53.9 歳)	警 備 員	254,200 円 (50.4 歳)	福岡県平均	1.83

区 分	年収ベース(C)	区 分	年収ベース(D)	参考 C/D
福岡市		民 間		
清 掃 職 員	7,056,592 円	廃棄物処理業	4,457,900 円	1.58
学校給食員	5,850,496 円	飲食物調理従事者	3,388,500 円	1.73
用 務 員	6,083,708 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	3,885,500 円	1.57
自動車運転手	5,978,492 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	2,855,800 円	2.09
守 衛	7,405,444 円	警 備 員	3,355,000 円	2.21

※ 民間従業者のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」のデータを総務省が取りまとめたもの（令和4年度～令和6年度の3ヵ年平均）を使用しておりますが、福岡市職員が会計年度任用職員を除く「正規職員のみ」の状況であるのに対し、民間従業者は「アルバイト等非正規従業員」を含んだ状況であり、具体的な業務内容、経験年数、雇用形態等において完全に一致しているものではありません。

また、調査対象企業規模や調査範囲、調査時期にも違いがあります。

※ 年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与その他特別給与額を加えた試算値です。

(2) 職種別・年齢別の人数及び平均給与（令和7年4月1日現在）

	清掃職員		学校給食員		用務員		自動車運転手		守衛		その他技能・労務職	
	人員 (人)	平均 給与 (百円)	人員 (人)	平均 給与 (百円)	人員 (人)	平均 給与 (百円)	人員 (人)	平均 給与 (百円)	人員 (人)	平均 給与 (百円)	人員 (人)	平均 給与 (百円)
18～19歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20～23歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24～27歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28～31歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32～35歳	1	*	3	3,193	4	3,429	—	—	—	—	—	—
36～39歳	—	—	9	3,263	13	3,465	—	—	—	—	1	*
40～43歳	—	—	17	3,481	19	3,612	—	—	—	—	7	3,680
44～47歳	5	4,317	34	3,520	6	3,702	1	*	—	—	4	3,804
48～51歳	3	4,660	35	3,589	22	4,042	—	—	5	4,618	8	3,874
52～55歳	4	4,704	31	3,817	14	4,187	2	*	3	4,991	5	4,036
56～59歳	10	4,634	12	4,005	19	4,207	6	4,529	2	*	5	4,215
60～63歳	4	3,495	8	2,963	22	2,987	9	3,276	1	*	5	3,148
64～67歳	—	—	1	*	3	2,919	3	3,089	—	—	1	*
合計	27	4,378	150	3,577	122	3,701	21	3,801	11	4,644	36	3,764

※ 数値のない欄については、すべて「—」としています。

※ 個人情報保護の観点から、人員が2人以下の場合の平均給与は「*」としています。

(3) その他給与に関する事項

① 給料表について

5級構成の行政職給料表(2)を適用しています。

※ 一般行政職については8級構成の行政職給料表(1)を適用

② 諸手当について

支給対象職員に対して、一般行政職の職員と同じく、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び期末・勤勉手当を支給しています。また、実績に応じて支給される手当として特殊勤務手当、時間外勤務手当などがあります。なお、それぞれの手当に係る支給要件及び支給額などは、一般行政職の職員と同じです。

③ 昇給について

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じ、4号給を標準とし実施しています。

※ 55歳を超える職員については標準の勤務成績での昇給なし

2 基本的な考え方

本市の技能・労務職員の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与などを考慮して定めなければならないとの法律の趣旨に基づき、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるように今後とも努めてまいります。

3 具体的な取組内容

平成19年度以降に実施している取組内容としては以下のようなものがありますが、引き続き基本的な考え方に則り、適切な見直しを進めてまいります。

- ・ 級構成の再編 6級制→5級制【平成19年7月～】
- ・ 地域手当の引上げ及びこれに伴う給料表の水準の引下げ（△3.8%）【平成20年1月～】
- ・ 最高到達額の約6.0%の引下げ【平成20年1月～】
- ・ 通勤手当の支給に係る距離要件の見直し（片道1km以上→片道2km以上）【平成20年4月～】
- ・ 給料表の引下げ改定及びフラット化（△0.3%～△0.5%）【平成22年1月～】
- ・ 給料表の引下げ改定及びフラット化（△0.1%～△0.3%）【平成23年1月～】
- ・ 自ら居住する住居を所有している職員に対する住居手当の支給月額引下げ（9,600円→8,500円）【平成23年1月～】
- ・ 給料表の引下げ改定及びフラット化（△0.2%～△0.4%）【平成24年1月～】
- ・ 給料表の引下げ改定及びフラット化（△0.1%～△0.3%）【平成25年1月～】
- ・ 自ら居住する住居を所有している職員に対する住居手当の支給月額引下げ（8,500円→8,000円）【平成25年1月～】
- ・ 自ら居住する住居を所有している職員に対する住居手当の段階的引下げ・廃止【平成25年4月～】
- ・ 退職手当の支給水準の段階的引下げ（最高支給割合：59.28月→49.59月）【平成25年4月～】
- ・ 給料表の改定によるフラット化（0.0%～0.5%）【平成26年4月～】
- ・ 給料表の改定によるフラット化（0.0%～0.5%）【平成27年4月～】
- ・ 給与制度の総合的見直しによる給料表の水準の引下げ及び級の号給数の縮減（平均△1.4%、最大△6.1%）【平成28年4月～】
- ・ 57歳を超える職員の昇給を原則停止【平成28年4月～】
- ・ 高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額の縮減【平成28年4月～】
- ・ 昇任した職員の昇給における加算号給数の見直し【平成29年4月～】
- ・ 国家公務員行政職俸給表（二）の水準を踏まえ、昇給間差額の縮減及び最高号給の水準引下げ【平成30年4月～】
- ・ 退職手当の支給水準の引下げ（最高支給割合：49.59月→47.709月）【平成30年4月～】
- ・ 55歳を超える職員の昇給を原則停止【令和4年4月～】

4 その他

総人件費の抑制については、これまでも鋭意取り組んできたところであり、単位人口当たりの職員数は政令指定都市中最も少ないレベルに位置しています。今後とも、技能・労務職員に限らず、全ての事務や事業について、業務の特性に応じて民間活用を推進し、適切な定員管理に努めてまいります。